

融資の内容

[※純債=貸付金額-貯蓄共済積立金]

	範囲内融資(積立金の範囲内(90%枠)融資)	付保融資(積立金を超える融資(保証協会の保証付))
融資対象者	商工会の会員で商工貯蓄共済に加入し、最近6ヶ月以上の事業実績があり、かつ、最近6ヶ月以上遅滞なく共済掛金を払い込んでいる者。	商工会の会員で商工貯蓄共済に加入し、最近6ヶ月以上の事業実績があり、かつ、最近6ヶ月以上遅滞なく共済掛金を払い込んでいる者。 ただし、保証協会の利用ができる者。
資金の使途	事業資金(運転資金、設備資金)	
融資限度額	積立金額の90%以内(家族の積立金は合算することができる)で、万円単位(万円未満端数は切捨て)	(1)基本融資額は共済積立金の4倍以内または加入1口あたり30万円で純債は500万円以内とする。 ※家族分や同一法人の積立金は合算が可能。 (2)共済加入後6ヶ月以上2年未満の者は、積立金の4倍以内、または、加入口数1口あたり20万円。 (※純債200万円以内とする。) (3)融資斡旋額は20万円以上1,000万円以内とする。
融資利率	固定金利とし、年1.2% ただし、金利については経済環境の変動に応じて見直す場合があります。	固定金利とし、年1.6%
保証料率	不要	熊本県信用保証協会が別に定める規定による。 ※本融資は担保(貯蓄積立金)の提供のある事業者とみなし、通常より0.1%の割引を適用。
融資期間	5年以内(うち、据置期間6ヶ月以内)※ただし、付保融資は1年内の短期資金は取り扱わない。	
返済方法	原則として、元金均等分割返済とする。	
担保	商工貯蓄共済積立金返還請求権譲渡契約書を徴求する。	
連帯保証人	不要	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。
貸付形式	証書貸付	証書貸付

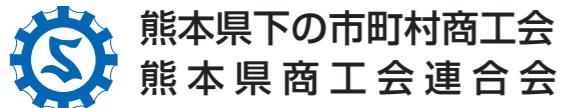
【融資のご案内】

中小企業者等の経営を円滑にし、事業活動の促進を図るため、熊本県に本店を有する金融機関を融資窓口として事業資金(運転・設備)の融資が受けられます。詳しいことは最寄の商工会にお尋ね下さい。

融資取扱機関 肥後銀行・熊本銀行・熊本第一信用金庫・熊本中央信用金庫・熊本信用金庫
天草信用金庫・熊本県信用組合

融資保証機関 熊本県信用保証協会

● 加入の申込み・お問い合わせは



熊本市中央区安政町3番13号(熊本県商工会館7階)
TEL 096(325)5161
FAX 096(325)7640
ホームページ <http://www.kumashoko.or.jp>

● 保障委託機関



安心、信頼、ゆたかな未来へ。
熊本市中央区安政町3番13号(熊本県商工会館5階)
TEL 096(325)3411
FAX 096(354)0861
ホームページ <http://www.kumamoto-kyousai.or.jp>

商工会の正規共済事業として国が認可をしています

商工貯蓄共済制度

ひとつの掛金で3つの備え



商 工 会
熊本県商工会連合会

商工貯蓄共済の3つの特徴

貯蓄

確実な自己資金の充実で、健全経営に役立ちます。

掛金は、その貯蓄部分が定期預金等の扱いで積立金となります。

掛金は、月々の口座振替等で、知らず知らずのうちに自己資金が強化され、健全経営への道がひらかれます。なお、お預かりしている貯蓄積立金は「熊本県商工会連合会特定預金等の運用に関する委員会」で検討され安全な管理運用がされています。

保障

有利で安心した保障が得られ、生活の安定に役立ちます。

安い共済料で安心した保障が得られ、生活の安定につながります。

また、コースによって病気による死亡、または傷害による死亡や高度障害、入通院に対応し、1日24時間フルサポートします。そして、万一の場合、共済金とそれまでの積立金は別途に返却されます。年齢による共済料のアップはありません。

融資

低利で有利な借り入れをあっせんします。

商工貯蓄共済に加入されますと、事業に必要な運転資金、設備資金等の融資あっせんを受けることができます。（裏面の融資の内容を参照して下さい）

融資は付保融資（積立金を超える融資＝保証協会付）と範囲内融資（積立金の90%以内）の二つに分かれています。詳細は商工会の経営指導員へお尋ね下さい。

貯蓄について

毎月の掛金より、年払の共済料と経費を差し引いた残りが貯蓄積立金となり、2年目から契約月ごとに、定期預金等で管理運用されます。
利息は、複利で計算されて積立金へ充当され、満期時にお受け取りになります。

$$\text{掛け金} - \text{共済料(保障)及び手数料} = \text{貯蓄積立金}$$

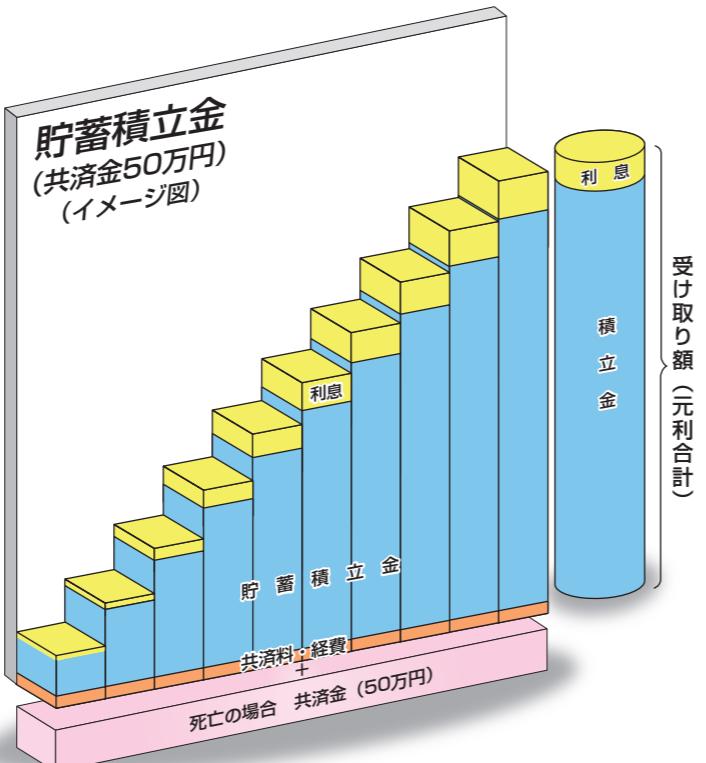
積立金の払戻

満期／満期時には、5年又は10年のコースによって貯蓄積立金（元利合計）をお支払します。

中途解約／中途解約はいつでもできます。その際にはそれまでの貯蓄積立金と利息・未経過共済料をお支払します。

制度の内容

コース	A(生命傷害)	B(傷害)	D(新特約)	E(生命傷害)	T(生命傷害)
加入年齢	6才～60才未満	6才～70才未満	6才～50才未満	6才～60才未満	6才～60才未満
契約期間	10年	10年	10年	10年	5年
1口の月掛金	2,500円	2,000円	2,500円	5,000円	5,000円
加入限度口数	6口	6口	6口	6口	6口
1口の年間共済料	4,800円	1,800円	3,000円	4,380円	4,380円
経費内訳(年間)	1口=1,000円	2口=1,900円	3口=2,700円	4口=3,400円	5口=4,000円
	6口=4,500円				



保障内容

コース 給付内容	Aコース (生命傷害)	Bコース (傷害)	Dコース (新特約)	E・Tコース (生命傷害)
病気による死亡、 高度障害の場合	50万円(1口) ～300万円(6口)	——	50万円(1口) ～300万円(6口)	50万円(1口) ～300万円(6口)
一般傷害で死亡、 高度障害の場合	100万円(1口) ～600万円(6口)	50万円(1口) ～300万円(6口)	100万円(1口) ～600万円(6口)	100万円(1口) ～600万円(6口)
災害事故で死亡、 高度障害の場合	150万円(1口) ～900万円(6口)	100万円(1口) ～600万円(6口)	100万円(1口) ～600万円(6口)	150万円(1口) ～900万円(6口)
後遺障害の場合(一般)	共済金額の 3～80%	共済金額の 3～80%	共済金額の 3～80%	共済金額の 3～80%
後遺障害の場合(災害)	共済金額の 6～160%	共済金額の 6～160%	共済金額の 6～80%	共済金額の 6～160%
傷害事故で入院した 場合(1日につき)	1日600円～3,600円 ※7日以上365日限度	1日600円～3,600円 ※7日以上365日限度	1日750円～4,500円 5日以上120日限度	1日600円～3,600円 ※7日以上365日限度
傷害事故で通院した 場合(1日につき)	1日300円～1,800円 ※7日以上365日限度	1日300円～1,800円 ※7日以上365日限度	——	1日300円～1,800円 ※7日以上365日限度

※治療期間が7日以上に及んだときは、事故の日から1年間を限度として1日目から支払います。

※コロナウイルス感染症により死亡した場合(病気死)共済金をお支払いします。

加入資格及び条件

商工会の会員及び従業員、その家族。商工会の役職員とその家族。

※ただし、加入日現在医師の加療中の方を除き、健康で正常な生活または就労中の方に限ります。

加入方法(加入限度)

- コースを重複して加入する場合は、A・D・E・Tは合計して一人で6口まで加入できます。
- Bコースは他のコースとは別に6口加入することができます。(併せて一人12口加入可能です。)

共済責任の始期及び共済期間

- 共済責任の始期は、加入日の翌日の午前0時から開始します。
- 共済期間は、共済責任の始期から5年間または10年間となります。

契約の失効

貯蓄の残高が共済料に満たない場合、本人に通知しますが、翌月末までに払込がない場合、それ以降、契約は失効となります。

掛け金の経理処理

- 法人企業が掛け金を支払う場合
掛け金(従業員分)のうち、共済料と経費充当額は会社が受取人(共済金)の場合、会社の福利厚生費として損金算入できます。
- 個人事業主が掛け金を支払う場合
掛け金(従業員分)のうち、共済料と経費充当額は事業主が受取人(共済金)の場合、福利厚生費としてこれら相当額を必要経費に計上できます。

共済金の請求

共済金の請求手続については商工会またはくまもと共済にお尋ね下さい。

共済金をお支払できない場合

- 戦争変乱
- 自殺(Bコース及びBコース以外で共済責任開始後1年未満の場合)
- 腰椎ヘルニア、腰部捻挫などの慢性疾患、椎管内障、神経痛、腱鞘炎などの場合
- 法定免責(故意、犯罪、刑の執行)
- 加入日現在医師の治療をうけていたことが判明した場合
- 加入後1年内に、次の疾病(病気)を直接の原因として死亡・高度障害及び病気入院となった場合は共済金をお支払いできない場合があります。
悪性新生物(ガン、肉腫)、心臓病、血液病、結核、胃または胃潰瘍、肝臓病、高血圧、糖尿病、腎臓病等
- その他生命傷害共済普通共済約款及び傷害共済普通共済約款による

用語の説明

※高度障害とは、次の身体の状態をいいます。

- 両眼の視力の喪失
- 両手または両足の喪失
- 片手と片足の喪失
- 言語またはそしゃく機能の喪失
- 中枢神経、精神、臓器に著しい障害を残し、終身常に介護が必要な状態

※後遺障害とは、傷害を受け、その直接の結果として身体の一部を失うか、または、身体の機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

※傷害とは、外來の急激、かつ偶然な事故による身体の被害をいいます。

- 交通事故による傷害
ただし、被共済者の交通法令違反(無資格運転、酒酔運転)、その他約款の定めによるものは交通事故とはなりません。
- 道路通行中の被共済者が、次に掲げる事故によって被った傷害
(1)建造物、工作物等の倒壊または建造物、工作物等からのものの落下
(2)崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
(3)火災または破裂、爆発
- 建物の外壁の崩壊または建物の火災。ただし、崩壊または火災の発生時に被共済者が、建物内にいた場合に限る。
- 台風竜巻
5.落雷
※地震、噴火または津波を起因とする場合は一般傷害扱いとなります。